

3 原状回復工事施工目安単価

対象箇所		単位	単価(円)	対象箇所		単位	単価(円)	
室内クリーニング		一式						
床	クッションフロア	m ²		玄関・廊下	チャイム・インターホン	台		
	フローリング	m ²			玄関ドアの鍵	個		
	畳	枚			下駄箱	箇所		
	カーペット類	m ²			郵便受け	個		
天井・壁	壁(クロス)	m ²		台所・キッチン	電気・ガスコンロ	一式		
	天井(クロス)	m ²			給湯器類	一式		
	押入れ・天袋	箇所			戸棚類	箇所		
			流し台		一式			
			給排水設備		一式			
建具	窓(ガラス・枠)	枚			浴室・洗面所・トイレ	鏡	台	
	網戸(網・枠)	枚				シャワー	一式	
	襖	枚				洗面台	一式	
	障子	枚				クサリ及びゴム栓	個	
	室内ドア・扉	枚		風呂釜		一式		
	カーテンレール	箇所		給湯器類		一式		
	シャッター(雨戸)	箇所		浴槽		一式		
	柱	箇所		蓋及び備品類		一式		
	間仕切り	箇所		便器		一式		
	玄関ドア	箇所		給排水設備		一式		
			洗濯機用防水パン	一式				
設備・その他	共通	照明器具	個	タオル掛け	個			
		電球・電灯類	個	ペーパーホルダー	個			
		スイッチ	個					
		コンセント	個					
		エアコン	台					
		テレビ用端子	個					
		換気扇	個					
		バルコニー	個					
		物干し金具	個					

※この単価は、あくまでも目安であり、入居時における賃借人・賃貸人双方で負担の概算額を認識するためのものです。従って、退去時において、資材の価格や在庫状況の変動、毀損の程度や原状回復施工方法等を考慮して変更となる場合があります。

II 例外としての特約

原状回復に関する費用の一般原則は上記のとおりですが、賃借人は、例外として、下記の費用については、賃借人の負担とすることに合意します(ただし、民法90条及び消費者契約法8条・9条・10条に反しない内容に限ります)。

(括弧内は、本来は賃貸人が負担すべきものである費用を、特別に賃借人が負担することとする理由)

.